

役員を選任に関する規程

特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会

第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会（以下「本協会」という。）の理事および監事（以下、総称して「役員」という。）の選任に関する事項を定め、役員の適格性と多様性を担保することを目的とする。

第2条（役員の場合）

1. 理事は、原則として、以下の条件を全て満たす者でなければならない。
 - (1) 就任時に満70歳未満であること
 - (2) 既に10年以上理事を務めた者でないか、既に10年以上理事を務めたが理事でない期間が任期2期分以上経過していること
 - (3) ゴルフルールに精通し、イベント事業のマネジメント能力が優れていること
 - (4) 責任感が旺盛であり、外部団体とのコミュニケーション能力があること
 - (5) 3年以上継続して協会会員であること（外部理事は除く）
2. 監事は、原則として、以下の条件を全て満たす者でなければならない。
 - (1) 就任時に満70歳未満であること
 - (2) 会計について一定程度の知識を有していること
 - (3) 組織運営に関して幅広い観点から、コンプライアンス、労務管理、リスクマネジメントに関する知見を有していること。
3. 役員の場合の任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 理事について、その任期は原則として連続して10年を超えることはできないが、以下のいずれかに該当すると認められる場合、当該理事の在任期間が10年に達してから最長で2期に限り、理事として選任されることができる。
 - (1) 当該理事がIFの役員である場合
 - (2) 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たにまたは継続して代表理事または業務執行理事を務めることが不可欠であると認められる特別な事情がある場合
5. 本協会は、理事のうち、外部理事の割合を25%以上、女性理事の割合を40%以上とすること、およびその他理事の多様性を確保することを目標とする。

第3条（補足）

本規程に定めのない事項については、定款の規定が適用される。

第4条（改廃）

本規程の改廃は、総会の決議による。

附則

本規程は2023年10月11日から施行する。